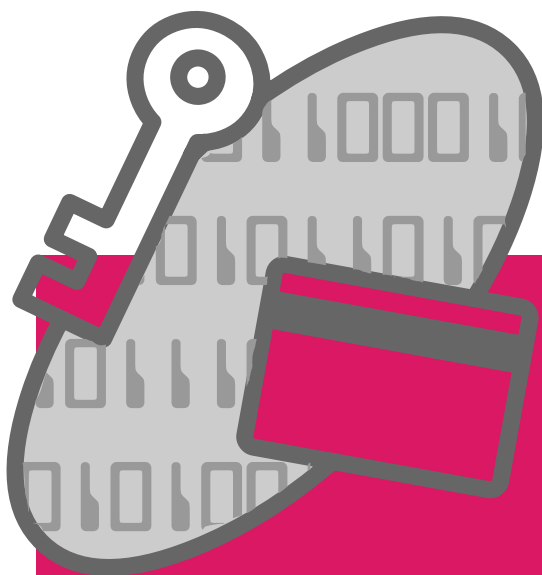


第8章

マナーやモラル



第8章

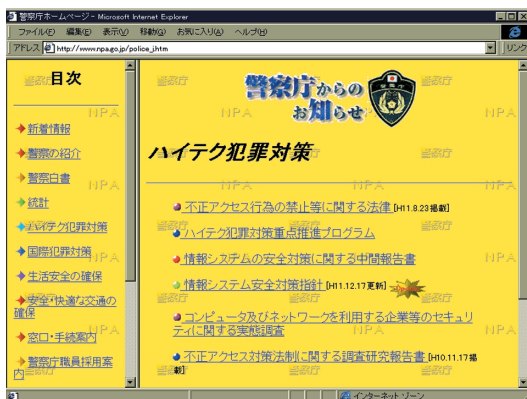
マナーやモラル

1. インターネット上のマナーと犯罪

最近ではインターネット上での犯罪がマスコミで報道されています。また、猥褻画像や薬物などの子どもにとって不適切な情報も簡単にアクセスできます。これらインターネットの暗い部分ばかりを気にしすぎて、インターネットを利用しないのは、もったいない話です。これは交通事故があるから車を使うのをやめるとするような話で、皆がきちんと交通ルールを守っているように、インターネットでもルールを守り、危ないところに近づかなければ、みなさんの生活に役立つ道具になります。

これからインターネットを使う上での注意点やマナー・モラルについて考えていきましょう。

まず、世の中に悪人はいなくなるもので、インターネット上でも他人のデータを不正使用（個人情報の流出を含む）、不法アクセスでデータの改ざんや破壊、システムの停止、インターネット上での詐欺、違法売買（猥褻情報の提供、麻薬等の薬物販売、違法コピー）、脅迫・誹謗中傷・ストーカー行為などの犯罪から身を守る必要があります。最近では警察や法律でもハイテク犯罪に本格的に対応し、例えば、学生でも猥褻物や不法コピーした音楽データをインターネット上で販売した場合は罰せられます。



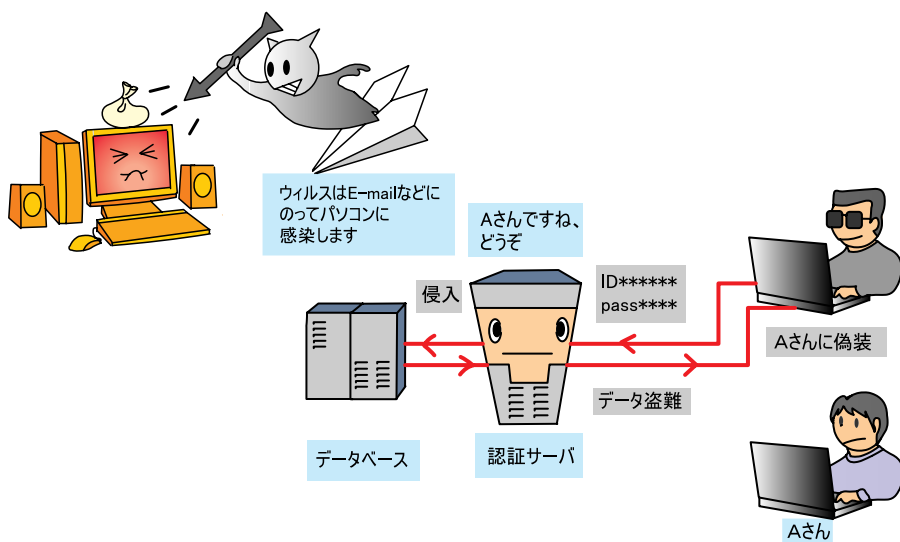
警察庁ハイテク犯罪対策

<http://www.npa.go.jp>

次に、普通の人でも知らないうちに他人に多大な迷惑をかけたり、犯罪に近いことをする場合もあります。例えば、日本の場合車は左側通行ですが、アメリカでそのまま左側を走ったらどうでしょうか。すぐに事故が起きるか、警察につかまります。このように知らないではすまされませんがインターネットの世界にもあります。インターネットを使う人は交通ルールと同じように最低限のルールを知る必要があります。

最後に、インターネットは多くの人に参加している世界です。日常生活と同じように他人と仲良く使い、不要に他人に不快感を与えないような注意が必要です。インターネットは一人でパソコンに向かって使うことが多く、他人のことを考えることが希薄になりますが、常に向こう側に相手や多くの人がいることを意識しましょう。

例えば最低限のルールとして、メールに大きな添付ファイルをつけて送らないとか、周りの人を不快にさせないようメーリングリスト上でけんかしないなどがあります。これらはインターネット上のエチケット（＝ネチケット）と言われ、これに関連したホームページもたくさんあります。インターネットやパソコンを使い始めるときは、とにかく操作ばかりを覚えようとしませんが、まずネチケットについても十分理解する必要があります。



2. インターネット犯罪から自分を守る

ここでは代表的なインターネット犯罪を取り上げ、どのように対応するかみていきます。

(1) IDの不正使用

・**犯罪内容**：プロバイダに接続したり、メールを読むとき ID やパスワードによって使う人が正しい人かどうか確認します。これによってどこでもインターネットが使えるメリットがありますが、他人があなたの ID とパスワードを使えば、あなたになりすましてインターネットにアクセスできます。単にプロバイダに接続するだけでしたら使用料金が増えるぐらいですが、職場で使っている ID を使われていたら、会社の大切なデータが破壊されたり、データが盗まれたりします。最悪の場合、この盗まれた ID を使って他人がネット上で犯罪を行った場合は、本来その ID を持っている人自体がまず疑われます。

・**対応策**：まず、絶対他人に ID とパスワードを知られてはいけません。そのため人目につくところにメモしたりするのはやめましょう。また、犯罪者がプロバイダを装って「確認のため」といって電話をかけてきて ID とパスワードを聞かれ盗まれるまるる場合もあるので、どんな場合でも他人に教えてはいけません。他人に知られなくても安心できません。ID やパスワードに使われそうな言葉をどんどん使って自動的にパスワードを見つけ出すソフトもあります。このような場合、辞書にあるような言葉をパスワードで使っているとすぐに犯罪者にばれてしまいます。この時でもパスワードがでたらめな文の並びだと盗まれにくくなります。また、パスワード自体を定期的に変更することにより、悪用されるのを防ぐことができます。

(2) キャッシュカードの番号が盗まれる

・**犯罪内容**：ネット通販で説明しましたが、きちんとしたホームページならばキャッシュカードの番号も安全な方法で通信されます。むしろ意外なところでキャッシュカードの番号が盗まれています。例えばゴミ箱にすて

たキャッシュカードの明細書からも番号はわかります。また、ホームページで身元確認とか指示がありキャッシュカードの番号を入れることを要求され、それが悪用されることがあります。また、有効なキャッシュカードの番号を自動生成することも可能で、運悪くあなたの番号が作られて使われることもあります。

- ・**対応策**：明細書などの管理もしっかりとし、キャッシュカードの月々の支払いをチェックします。また、必要のないホームページではキャッシュカードの番号を入れないことです。支払いでもないのにキャッシュカードの番号を入力した場合は、すぐに悪用されると考えたほうがいいでしょう。

(3) 解約できない契約・無料の罠

- ・**犯罪内容**：ホームページでは画面に表示されている契約事項が法的に有効です。YESのボタンを押したら、その契約事項に従うことになります。無料だと思っていても、契約の文面に無料期間が終わると自動的に会員になるという事項がある場合もあります。特に悪質な場合に限って契約事項が見にくい、理解しにくいようになっています。

- ・**対応策**：まず契約事項をよく理解することが第一です。英語などで詳細が理解できないようなものは契約しない方が無難です。また、無料でも安心しないようにします。また、契約後、業者からの要求に対してはすぐにメールなどで回答しないで、だれかに相談したほうがいいでしょう。特に海外の悪質ホームページの場合、契約した会社とクレジットの請求をする会社が別々でなかなか解決しないことがあります。

(4) 悪徳商法やオークションなどでの詐欺

- ・**犯罪内容**：日常生活でもある悪徳商法や詐欺がインターネット上にもあります。うまいもうけ話やネズミ講を始め、ネット通販での詐欺などがあります。

- ・**対応策**：インターネットだけの問題ではないですが、日常と同様、詐欺などにひっかからないことです。インターネットだからといってうまい儲け話があるわけではありません。特にインターネットの問題として、相手

がはっきりわからないということがあります。これに対しては電話などでしっかり確認をとることでしょう。基本的には、信用のある会社のホームページやバーチャルモール、あるいは多くの人が利用しているネット通販を使用します。また、代金引換も一つの手ですが、実際送られた箱には違うものが入っていたということもあります。相手が個人の場合は、電話などで確認できる人が最低の条件になります。当然、薬物や猥褻物などを購入した場合は、購入した人も罪に問われます。

(5) ストーカーからの身の守り方

- ・ **犯罪行為**：インターネット上のわずかなやりとりによって、住所や電話番号が知られストーカー行為が行われます。インターネット上では、掲示板などに、直接的に誹謗中傷が書き込まれることもありますし、あなたの名前をかたって、あなたが被害を受けるような情報（あたかも、あなたが他人を誹謗中傷したり、あなたが変な人だと他人に思われるような内容）を流すこともあります。

- ・ **対応策**：例えば、本名と住んでいる市が判れば、住所や電話番号を入手する手立てがあります。また、メールなどに書いた何気ない日常生活の話から、日常の行動を知られることもあります。特に、自分のホームページでアドレスを公開している場合は、それが誰の目にも触れるということを意識しましょう。厳密にプライバシーを守りたい場合は、住所やプロフィールなどが分かるどんな小さなことでもインターネットで流さないことです。とくにインターネット上でつきあいの浅い人にいろいろなことを教えるのは注意が必要です。またあなたの名前が使われて二重情報を流された場合は、まずその掲示板、メーリングリストの管理者に連絡して対応を考えます。

(6) ウィルスでデータが壊される

- ・ **犯罪行為**：ウィルスはパソコンに入ってデータやプログラムを破壊するものです。インターネットからプログラムをダウンロードしたり、メールに付いてくることもあります。また、有名メーカをかたったメールでウィルスをばら撒くという手段もあります。なかには、クリスマス、正月、13

日の金曜日など、ウイルスに感染してから実際に障害が起きるまで時間がかかるものもあり、この間あなたのパソコンが、他のパソコンにウイルスを染す原因にもなります。

・**対応策**：ウイルスに感染した場合は、実際に自分のパソコンに異常が発生するまで気がつきません。現在、ワクチンプログラムというウイルスを検出、除去するプログラムが市販されていて、これを使うとかなり安全です。但し、ウイルスは続々と作られ市場に流されるため、ワクチンプログラムも最新のものに更新しないと新種のウイルスに対応できません。半数以上の人が新種のウイルスに定期的な更新をしていないので、こまめにインターネット経由で新しいウイルス情報を取り入れましょう。

ウイルス自体をパソコンに持ち込まない方法として、やたらにインターネットからプログラムを持ってきて使わないことや、知らない人からのメールの添付ファイルは開かないこと等があります。

また、ウイルスではありませんが、勝手にダイヤル Q²と同様の海外の電話に接続するものがあります。これについては、常にダイヤルアップ先の電話番号を確認する必要があります。

3. 知らないではすまされない最低限のルール

インターネットの特性上、大量のデータを無意味に発生させないことが、最低限のルールです。そして、相手がきちんと使えるデータを使うことも重要です。インターネット上にも、これらネチケットを解説したホームページがたくさんあります。



ネチケットホームページ

<http://www.togane-ghs.togane.chiba.jp/netiquette/>

(1) チェーン・メールの禁止

インターネット上ではデマのメールが流れることがあります。面白い内容だからといってほかの人にメールで伝えるのは控えましょう。また、実際「特殊な血液が必要」「募金を集める」等本当に役立つ情報もありますが、これらもメールで教えるのはやめましょう。自分一人と思ってもインターネットの上ではネズミ算式に、またたく間に膨大な量のメールになります。当然、不幸の手紙みたいなものもインターネットに流れますが無視しましょう。

お正月やクリスマスにメールを流す人もいますが、現在のインターネットの装置では、一時期に大量のメールを処理しきれないこともあり、控えるようにしましょう。

(2) 多量のデータをメールに添付しない

デジカメの普及によって、画像をメールに添付する人がいますが、大きなファイルで相手が数十分もかかって受信することがあります。昔のデジカメは、画質が低く問題になりませんでした。最近では高性能になったため、知らずに大きなファイルを送る人が増えています。もし知り合いから来たら、注意してあげましょう。送る方としては、画像処理ソフトを使って小さなファイルにして送るか、自分のホームページに写真を貼り付けて見てもらうようにします。

当然多くの人が受信するメーリングリストに巨大な添付ファイルを送った場合等、裁判沙汰になることもあります。また、自分が受信して時間がかかるような場合は、メーラーで受信しないように設定することもできます。

(3) 相手の読めるメールを出す

メールの相手は自分と同じパソコンを使っているとは限りません。また、メーリングリストでは、特に多くの人がいろいろなコンピュータを使っています。そのためどんな人でも見ることのできるメールの形式を使う必要があります。従って、特殊な文字は使わないとか、相手が読めることが分からなければ、特殊な HTML 形式のメールは使わないなどといったこと

があります。

(4) 必要な人に情報を提供する

メーリングリストなどで質問に答えてくれた人への数行のお礼メールは、他のメーリングリストの人には無意味かも知れません。このような場合は直接相手にメールします。また、他人の情報を必要以上に別の人に教えるのも注意しましょう。例えば、メールには、直接の宛先以外にcc:といってコピーを他の人に送ることもできますが、このcc:はメールを受信したすべての人が見ることのできる情報です。宛先とcc:の人は送る人にとって友達かもしれませんが、宛先の人とcc:は全く赤の他人かも知れません。場合によってはメールアドレスを知られたくない時もあります。

4. 仲良く、友達と会話をしましょう

インターネットでも、ささいなことで本意が伝わらなかったり、行き違いから争いが発生します。特に、メーリングリストや掲示板では、当事者以外の他の参加者も不快に思うだけでなく、無駄な情報がたくさん発生することにもなります。日常生活と違い、主に文章だけのやりとりのため、より双方の考えがうまく伝わらないことがあり、ここでは、インターネットで良好な人間関係を築くために一寸気をつけることを考えましょう。

(1) 可能であれば、メールの返事などは早めに

メールは相手に届いたかどうかは確認できません。友達などで返事を待っているものや、重要な通知に対しては、できるだけ早くメールを受け取ったという返事をします。

(2) 相手にわかる内容で

インターネット上の多くの人とは、あなたのことを知らないと考えてください。メールや掲示板の内容が、自分だけが知っていることになっていませんか。他の人が見てもわかる内容かどうか常に確認しましょう。メーリ

ングリストでは、メールの件名だけで判断することが多いので、より具体的に短い件名を書きます。例えば「教えてください、わかりません」では、相手もどんな内容か想像がつかません。そして、質問する場合、本文もより具体的な内容にして、答える人がわかるようにします。

インターネットでは、いきなり知らない人に対してメールを出すこともできます。この時も、自分は誰で、どうしてメールを出したのか相手にわかるようにします。

(3) インターネットで熱くならない

実際インターネット上の言い争いは数多くあります。言葉だけですので、本当は相手がどのようなことを言いたいのか、考えているかを行間で読み取る必要があります。また、自分の内容も相手に伝わるのか、単に言葉じりをとらえていないか、感情的になっていないか等注意します。インターネット上にはいろいろな人がいて、文章の上での形式的な批判や、意見が完全に平行線になり、言い争いも収拾がつかなくなることもあります。このような場合、たとえ相手が一方的に言っている状態でも、自分からは反応しないで無視して中止する覚悟が必要です。心情的に悔しさが残るかもしれませんが、自分が正しい論議をしていれば、インターネット上のまわりの人も中止したこと自体を評価してくれるでしょう。

(4) 頼みごとは、返事がかえってこないぐらいのつもりで

インターネットは多くの人がボランティアで奉仕している世界で、決して特定の人のために動いているものではありません。前に説明しましたが、質問しても返ってこなければ、相手が忙しいのかもしれないと考えましょう。また、ギブ・アンド・テイクの考えを持ったほうがいいかもしれません。自分が助けられたと思ったら、できることでいいですから何か貢献するように心がけましょう。

(5) コミュニティの状況を理解しよう

個々の掲示板やメーリングリストでは、それぞれ独特の雰囲気や暗黙の

了解ができています。当然、相手はあなたが初心者なのかどうか、新しく参加した人かどうかはわかりません。新しく参加する場合は状況がわかるまで、他の人の内容を見ていたほうがいいでしょう。メーリングリストなどアンケートをとったり、宣伝をすることもできますが、これが運用に合っているかどうか、主催者に事前に了解をとることも礼儀です。

5. 著作権・知的所有権を考えよう

ソフトの不正コピーや、音楽CDの不正コピーなどが問題になっています。これからデジタル時代になり、より手軽にコピーができるようになります。著作権とはどのようなもので、これを守ることを考えてみましょう。

著作権は、基本的に物を作ったときに自然に発生するもので、例えばあなたのホームページの内容も著作権があります、但し、どのような人がやっても同じになるもの、たとえばホームページのタイトルの下にカウンターをつけるといったようなものは著作権の対象にはなりません。

著作権には、それを作った権利とそれを他人に使わせる権利があり、特にフリーといった自由に使っていいというものは、他人に使わせる権利の制限を放棄したものとなりますが、それを作ったという権利は残ります。特に使用は自由と明記されていないものは、相手にその使用の可否を確認したほうがいいでしょう。また、アニメのキャラクターをホームページに無断で使うのも著作権法の違反になります。当然、パソコンのソフトや音楽CDなどは著作権法に保護され、その利用規約に反した使い方をするとは違法になります。

では、著作権を守るとはどのようなことなのでしょう。例えば農家の人が畑で野菜を作っていたら、それを堂々と盗む人はいないと思います。もしどんどん盗まれたら野菜を作るのをやめてしまうでしょう。ソフトや音楽CDなども多くの人々が苦労して作ったものです。それをばれないから、手軽にできるからといってコピーするのは、畑の野菜を堂々と盗むのと同じことです。

6. 犯罪から身を守る

インターネット上には役に立つ情報もたくさんありますが、子どもにとって不適切な情報も溢れています。これらについてはフィルタソフトなどにより技術的に見せないということもできますが、同時に家庭でそれを見ないようにするという教育も考えなければいけません。

もっと直接的に注意することとして、日常生活で知らないおじさんについていってはいけないと同じように、インターネット上でも各種犯罪から子ども自身を守る必要があります。例えば、知らない人からメールがきたら返事を書かない、親に知らせる。インターネット上では、自分の情報を書き込まない。なにかおかしいメールがきたら親に相談する、インターネット上でただで物をあげるということにすぐ申し込まないなど、前に説明したような大人が注意すべきことをかみくだいて子どもに話して聞かせる機会を作りましょう。また子ども向けのネチケットのホームページもあり、いっしょに見ながら親子で勉強するのもいいかもしれません。



インターネットを利用する子どものためのルールとマナー集
<http://www. enc. or. jp/enc/code/rule4child/>

7. 学校での情報モラル教育

学校でも単なるパソコンの操作だけでなく、子どもたちが正しくインターネットを使えるような教育が始まっていて、情報モラル又は情報倫理の教育と呼ばれています。では、これらは従来の道德の教育とどのように違うのでしょうか。例えば、インターネットでストーカー行為をしないというのは、あくまで道德の問題です。これらの犯罪を犯す人は、インターネットを使わなくても、電話でも同じことをするでしょう。道德に加えて情報倫理では何を教えるのでしょうか。現在試行錯誤を繰り返しながら、「インターネット犯罪から自分を守る」、「知らないではすまされない最低限のルール」、「仲良く、友達と会話をしましょう」で説明したようなインターネット特有のルールを教えています。

